

公安委員会	消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に対する意見の募集について	令和3年9月16日
説明資料No. 1		生活安全局

1 概要

令和3年6月16日に公布された「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」（令和3年法律第72号。以下「改正法」という。）により、預託等取引に係る消費者利益の擁護増進のための規定整備などがなされた。

今般、改正法の施行に向け、下位法令の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの（消費者庁において実施）。

2 当庁関係の改正事項（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

銃砲刀剣類所持等取締法は、猟銃の所持許可の要件として、銃砲刀剣類等を使用して一定の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）に当たる違法な行為をして10年を経過していないことを定めており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令において対象犯罪が列挙されている（第12条第2項）。

改正法により、預託等取引業者等が契約の締結・更新又は解除に関し行う威迫困惑行為に係る罪が設けられたことから、これを対象犯罪に追加する。

3 今後の予定

意見公募手続：令和3年9月中旬以降
施 行：改正法の施行の日

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する意見の募集について</p>	<p>令和3年9月16日</p> <p>刑 事 局</p> <p>生 活 安 全 局</p> <p>交 通 局</p>
<p>1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）</p> <p>(1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）</p> <p>(4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）</p> <p>(5) 古物営業法施行規則（古物営業法）</p> <p>(6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）</p> <p>(7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）</p> <p>(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号。以下「改正法」という。）による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第197条の2第10号の9（第63条の13第3項（第63条の11第2項において準用する場合を含む。）に係る部分）（海外投資家等特例業務届出者の業務廃止命令違反）、第197条の2第10号の10（海外投資家等特例業務に係る虚偽の届出等）及び第205条の2の3第1号（第63条の9第7項（第63条の11第2項において準用する場合を含む。）に係る部分）（海外投資家等特例業務届出者の届出事項の変更に関する届出義務違反）に規定する罪に当たる行為を、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するほか、所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>改正法の施行の日</p> <p>4 意見提出期間</p> <p>令和3年9月21日（火）から令和3年10月20日（水）まで</p>		

公安委員会	G7内務・安全担当大臣会合	令和3年9月16日
説明資料No. 3	の開催結果について	長官官房
<p>1 会議概要</p> <p>公共安全を所管するG7各国の閣僚等の中でテロ対策等について議論する会合として、本年G7議長国の英国が開催。</p> <p>2 会議結果</p> <p>(1) 開催日及び開催地 令和3年9月7日（火）から9月9日（木）までの間 於：英国・ロンドン</p> <p>(2) 出席者 棚橋国家公安委員会委員長</p> <p>(3) 出席方法 リモート方式で出席</p> <p>(4) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン上の児童性的搾取・虐待への対策、アフガニスタン情勢を踏まえたテロ対策等に関し協議を実施。 ・ これらの協議を踏まえ、オンライン上における児童性的搾取・虐待からの保護や、オンラインにおける暴力的過激主義及びテロの防止と対策等を推進することを内容とする成果文書を採択。 ・ 棚橋国家公安委員会委員長から、児童の性的搾取対策に関し、産業界の関与・協力が不可欠であること、国際テロ対策に関し、G7各国間における緊密な情報共有等による過激主義者の国境を越えた移動への対策が重要であること等を指摘するとともに、国際テロ対策等の分野における引き続きの協力をG7各国に呼びかけ。 <p>3 その他</p> <p>英国内務大臣等との間で二者間会談を実施し、国際テロ対策における連携の強化等について意見交換。</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>令和3年秋の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>令和3年9月16日 交 通 局</p>
<p>1 実施期間 9月21日(火)から同月30日(木)までの10日間</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p>3 運動重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 ○ 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上 ○ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底 ○ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 <p>4 交通死亡事故の傾向等</p> <p>(1) 本年8月末における交通事故死者数は、対前年同期比で減少（7月は対前年同月比で39人、20.4%増加）</p> <p>(2) 10～12月の交通事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 7～9月と比較して特に17～18時台における死者数が多くなり、歩行中死者の構成率も高い ○ 日没後1時間の自動車対横断中歩行者の事故について、歩行中死者数が7～9月と比較して倍増 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者側の半数に横断方法の法令違反があり、自動車側の法令違反では前方不注意が最も多い ○ 日没後1時間の自動車対自転車の死亡・重傷事故についても、自転車乗用中死者・重傷者が7～9月と比較して増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出会い頭事故が半数を占め、うち自転車の約8割に法令違反あり <p>(3) 飲酒運転による死亡・重傷事故のうち、通行目的別では飲食が約3割で最多であり、20～5時台の構成率が特に高い</p> <p>5 警察における重点的取組 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ各種活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者に対する反射材等の着用を始め、自らの安全を守るための交通行動についての指導啓発、通学時等における保護・誘導活動の強化 ○ 自動車運転者に対する早めのライト点灯や歩行者の安全確保に向けた意識付け、歩行者保護に資する交通指導取締りの推進 ○ 自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底に向けた指導啓発、悪質違反者の取締りと全ての利用者に対するヘルメット着用の推奨 ○ 飲酒運転根絶に向けた指導取締りと国民の規範意識の確立、事業者への安全運転に関する使用者の義務等についての周知徹底 		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年9月16日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【9月15日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～1,644,443人（死亡16,846人）</p> <p>(2) 世界における感染状況～225,302,276人（死亡4,634,447人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 緊急事態措置については、宮城県及び岡山県(※)を9月12日をもって除外して、19都道府県（北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県）とし、期間を9月30日まで延長。</p> <p>※ 宮城県及び岡山県は、9月13日からまん延防止等重点措置に移行。</p> <p>まん延防止等重点措置については、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県を9月12日をもって除外して、新たに宮城県及び岡山県を追加し、8県（宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県）とし、期間を9月30日まで延長。</p> <p>(3) 現在、160か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請。さらに、インド、ネパール等6か国に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 警戒警備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港及び検疫所長が指定した待機施設における警戒警備 ○ 医療施設及び軽症者等宿泊療養施設における警戒警備 ○ ワクチン大規模接種センターにおける警戒警備 <p>(3) 繁華街等における制服警察官によるパトロール強化</p> <p>(4) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携</p> <p>(5) 感染防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスクの着用、対人距離の確保等の基本的な対策の徹底 ○ 警察職員を対象とするワクチン接種会場が自治体により設置される場合における、当該自治体との緊密な連携 		